

令和5年10月6日付け県公報第456号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月26日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
焼津市
- 2 作業の種類
公共測量（地形図修正）
- 3 作業期間
変更前 令和5年9月21日から令和6年3月15日まで
変更後 令和5年9月21日から令和5年11月30日まで
- 4 作業地域
焼津市八楠、八楠一～四丁目、方ノ上、関方、坂本、石脇上、石脇下、中里、岡当目、浜当目地内
(3.00平方キロメートル)

=====

令和3年11月5日付け県公報第259号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月26日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
静岡市
- 2 作業の種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和4年3月1日から令和4年7月31日まで
変更後 令和4年3月1日から令和5年12月8日まで
- 4 作業地域
静岡市清水区袖師町地内

=====

令和4年3月25日付け県公報第298号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 測量機関
静岡市
- 2 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和4年3月15日から令和4年4月15日まで
変更後 令和4年3月15日から令和5年12月8日まで
- 4 作業地域
静岡市清水区日の出町地内